

優先交渉権者選定基準 新旧対照表

No.	頁	第1	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
1	2	第1	3			審査の進め方	審査は、参加資格審査、予備的審査、 <u>現地調査</u> 、競争的対話、及び提案審査からなり、以下の図1に示す手順で実施する。	審査は、参加資格審査、予備的審査、 <u>現地調査</u> 及び競争的対話、提案審査からなり、以下の図1に示す手順で実施する。
2	8	第5	3	(2)		市財政負担軽減に向けた取り組みの評価	市財政負担軽減に向けた取り組みとして、運営権対価、利用料金削減額、 <u>改築費削減額</u> に対する設定根拠及び負担軽減額について評価を行う。市財政負担軽減に資する取り組みについては、別表1の4に示す「市財政負担軽減に向けた <u>取り組みの評価</u> 」に基づき評価を行う。	市財政負担軽減に向けた取り組みとして、運営権対価、利用料金削減額、 <u>改築費削減額</u> に対する設定根拠及び負担軽減額について評価を行う。市財政負担軽減に資する取り組みについては、別表1の4に示す「市財政負担軽減に向けた <u>取り組みに関する事項</u> 」に基づき評価を行う。